

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年10月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900067号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900032号

第1 結論

請求者のA社における平成19年4月27日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成19年4月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年4月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与支給明細書(控)(平成19年4月分賞与)により、請求者は、請求期間において同社から25万円の標準賞与額に相当する賞与(25万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万8,302円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、金融機関から提出された普通預金お取引照合表において確認できる振込日から、平成19年4月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成19年4月27日の期間に係る厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900068号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900033号

第1 結論

請求者のA社における平成19年4月27日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成19年4月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和52年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与支給明細書(控)(平成19年4月分賞与)により、請求者は、請求期間において同社から30万円の標準賞与額に相当する賞与(30万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万1,963円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、金融機関から提出された普通預金お取引照合表において確認できる振込日から、平成19年4月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成19年4月27日の期間に係る厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900069号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900034号

第1 結論

請求者のA社における平成19年4月27日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成19年4月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与支給明細書(控)(平成19年4月分賞与)により、請求者は、請求期間において同社から15万円の標準賞与額に相当する賞与(15万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1万981円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、金融機関から提出された普通預金お取引照合表において確認できる振込日から、平成19年4月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成19年4月27日の期間に係る厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900070号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900035号

第1 結論

請求者のA社における平成19年4月27日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成19年4月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年4月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和46年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された給与支給明細書(控)(平成19年4月分賞与)により、請求者は、請求期間において同社から30万円の標準賞与額に相当する賞与(30万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万1,963円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、金融機関から提出された普通預金お取引照合表において確認できる振込日から、平成19年4月27日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成19年4月27日の期間に係る厚生年金保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900047号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900031号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のE社(現在は、F社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年4月17日から同年5月16日まで
② 昭和60年5月17日から同年6月15日まで
③ 昭和62年3月17日から同年7月16日まで
④ 昭和62年7月17日から昭和63年4月1日まで
⑤ 昭和63年5月1日から同年7月14日まで

私は、請求期間①はA社、請求期間②はB社、請求期間③はC社、請求期間④はD社、請求期間⑤はE社に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録がない。いずれの事業所についても勤務したことは間違いないので、調査をして年金額に反映されるように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が英文タイプの仕事をしたと陳述しているところ、A社は、請求期間①当時は、資料を英文タイプで作成していたことから、同業務に従事する者はいたと思われる旨陳述している。

しかしながら、A社は、請求期間①当時の資料は保存しておらず、請求期間①当時からA社の社会保険手続を担当している社会保険労務士にも確認をしたが

請求者に関する資料がなかった旨回答している。

請求期間②について、請求者は、B社の複数の同僚の名前を記憶していることから、期間は不明であるが、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、i) 入社名簿に請求者の名前が確認できないこと、ii) 請求期間②に係る辞令交付一覧表に請求者の名前は確認できないこと、iii) 社員及び嘱託社員以外の雇用状況については、資料の保存がないため不明であること、iv) 請求期間②当時から勤務している複数の社員に聴取を行ったものの、請求者を記憶している者がいなかった旨回答している。

また、B社が加入しているG健康保険組合についても、請求者に関する資料の保存はない旨回答している。

さらに、B社より提出の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、昭和60年4月1日から同年9月1日までの資格取得者の整理番号は連番で欠番はない。

請求期間③について、請求者が勤務していたとするC社の事業を承継したH社は、請求期間③当時の人事記録等の資料の保存はなく、請求期間③に係るC社の職制図には請求者の氏名が確認できなかった旨回答している。

また、請求期間③当時、C社が加入していたI健康保険組合は、同社の請求期間③に係る被保険者原票は連番で欠番なく保存されているが、請求者の記録は確認できなかった旨回答している。

請求期間④について、請求者は、D社における業務内容等を具体的に陳述している。

しかしながら、D社は、各営業所にて正社員として採用された者の履歴書は、本社にて全て保存しているが、請求者の入社履歴が確認できる資料は確認できなかった旨回答している。

また、D社が加入しているJ健康保険組合は、請求者の加入履歴は確認できない旨陳述している。

請求期間⑤について、請求者が記憶する同僚の陳述及びE社が名称変更したF社の回答から、請求者は、正確な期間は不明であるが、E社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、F社は、請求期間⑤に係る正職員の賃金台帳に請求者の名前がないこと及び複数の職員の陳述内容から、請求者は臨時雇用者であり、雇用保険及び社会保険の手続を行っていないと思われる旨回答している。

加えて、請求期間①から⑤までについて、請求者の雇用保険の記録は確認できず、請求者は、給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。